



損害保険の賢い加入法



塚本 伸明

一般財団法人地域社会ライフプラン協会 参事
1級ファイナンシャルプランニング技能士
ファイナンシャル・プランナー CFP

【つかもと のぶあき】昭和30年東京生まれ。昭和53年早稲田大学法学部卒業後、安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン）入社。平成24年より一般財団法人地域社会ライフプラン協会。趣味は旅行、テニス、パソコン。

個人が加入する損害保険の代表的なものの一つに、自動車保険があります。

自動車保険はTVコマーシャルでもおなじみの通信販売の保険会社も近年増えてきており、保険の自由化に伴い、保険料・補償内容・サービス等が会社ごとに異なっていて単純比較は難しくなっています。

代理店等を経由しない通販型自動車保険は、保険料が平均で2割から3割安くなっています。事故が起きた時に、保険会社と直接、話をしなくてはならないことに、不安を感じる契約者も多いようで、保険料が安い割にはマーケットシェアが低く、現在約6%です。「価格」を優先するか、万一の際に「相談相手（保険代理店）」がいることを優先するかを選択ということでしょうか。

自動車保険にはいろいろな割引制度があります。複雑でなかなか分かりにくいところがあります。割引制度を知らなかったために、保険料を数万円余計に払わされたということも、ときどき起こるようです。

一家に2台以上の車がある場合には割引を使えることがあります。

Aさんの同居している息子さんが、就職して、通勤用の乗用車を購入することになりました。自動車販売店で車の購入と合わせて、自動車保険の加入も勧められました。

保険料が思っていたより高く、驚いたのですが、自動車保険には「ノンフリート等級別料率制度」という割引制度（以下「等級別料率制度」）があり、初めて自動車保険に加入する時には、6（S）等級からスタートし、1年間事故が無ければ1等級進んで7等級へ。その後事故が無ければ、毎年1等級ずつ進んで、最大で20等級63%割引になるとの説明を受けました。Aさんは、どこで保険に加入しても保険料に大差はないだろうと考えて、その自動車販売店で契約することにしました。

（1）セカンドカー割引（複数所有新規）

このケースは一見、何も問題がないように思われますが、実は大きな見落としポイントがあります。

自動車保険では同居の家族のなかで高い割引率（11等級以上）が適用になっている自動車保険の契約（他社でもかまわない）がある場合には、最初から6（S）等級ではなくて、7（S）等級という恩典を受けることができます。これを「セカンドカー割引」（複数所有新規）といいます。セカンドカー割引を適用した場合の割引率表は、図表1のとおりです。

例えばAさんの息子さんがまだ21歳未満で「全年齢補償」の自動車保険を契約した場合では、割増28%が割増11%になり、保険料が約13%安くなります。26歳以上であれば割引9%が割引40%になり、保険料が約34%安くなります。

息子さんが自分のお金で自動車保険を契約する場合にも、家族の自動車保険の契約

図表1 セカンドカー割引

運転者年齢条件	6 (S) 等級*	7 (S) 等級*	保険料差
全年齢補償	+28%	+11%	約△13%
21歳以上補償	+3%	△11%	約△14%
26歳以上補償	△9%	△40%	約△34%
35歳以上補償	△9%	△40%	約△34%
年齢条件対象外	+4%	△39%	約△41%

※6 (S)・7 (S) の (S) はShinki (新規) のSです。
※ご契約期間の初日が平成25年9月30日以前の場合には上記割引率と異なります。

図表2 ノンフリート多数割引

台数	割引率
2台*	1%
3台～5台	3%
6台以上	5%

※ノンフリート多数割引を2台から適用している会社と3台からの会社がある。ノンフリートとは保険に加入している所有・使用自動車¹が10台未満のこと。
※ノンフリート多数割引が適用になると大口12分割² (月払) が可能になる。分割割増5%が不要なので、その分保険料が安くなる。ただし、後払いではなくなるので、始期月より保険料支払開始。

2台をまとめて契約した場合に、割引率は1%と低いですが、保険料の払込方法を月払にしている場合は、割引率は図表2のとおりです。
Aさんの場合も息子さんの自動車保険をAさんの自動車保険とまとめて一つの契約にすると多数割引を適用することが可能です。この「ノンフリート多数割引」の割引率は図表2のとおりです。

自動車保険には「ファミリーバイク特約」という特約があり、この特約を付帯すると家族が運転している原付バイク¹ (総排気量125CC以下) で事故を起こした場合でも、マイカーの自動車保険の対人賠償・対物賠償・人身傷害 (自損事故傷害³) と同一の保険金額で補償³されます。

Bさんの奥さんは通勤用に原付バイクを持っています。これまで自賠責保険 (強制保険) しか付けていませんでしたが、自分自身のケガや物損事故も心配なので自動車保険に加入したいと考えています。安く加入する方法はありますか？

原付バイクはマイカーの自動車保険に特約をセットする方がお得です。

合には、分割割増5%が無くなるので、実質的には約6%の割引となります。
ただし、分割割増がいらない代わりに、保険料後払いではなくなるので、始期月から保険料を支払うことになり、保険料払込期日が1カ月早くなります。この点にご注意下さい。

図表3 ファミリーバイク特約の例

契約条件 共通 対人・対物 無制限
人身傷害タイプ 5,000万円
自損事故タイプ 1,500万円 (死亡)

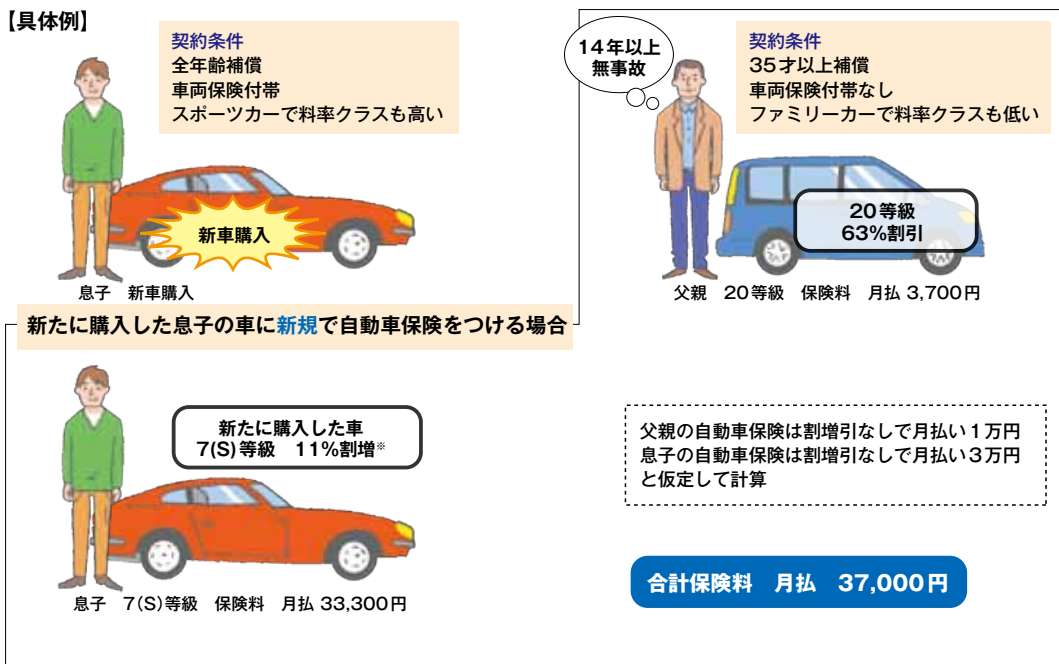
タイプ	特約保険料*	補償内容のちがい
人身傷害タイプ	月払 2,330円 (年額27,960円)	自分自身のケガについては治療費・休業損害・逸失利益・慰謝料等を保険金額を限度に補償する。
自損事故タイプ	月払 650円 (年額7,800円)	自分自身のケガについては単独事故など自賠責保険が適用にならない場合のみ補償。 ・死亡 1,500万円 ・後遺障害 50～1,500万円 ・入院1日 6,000円 ・通院1日 4,000円 計100万円限度
(参考) 個別にバイク保険加入	保険料 月払 7,520円 (年額90,240円)	契約条件 対人・対物 無制限 人身傷害 3,000万円 搭乗者 500万円 6 (S) 等級 全年齢補償

※上記特約保険料はA社の場合。保険料は会社によって異なります。
特約保険料は等級・年齢条件等によっては変わりません。

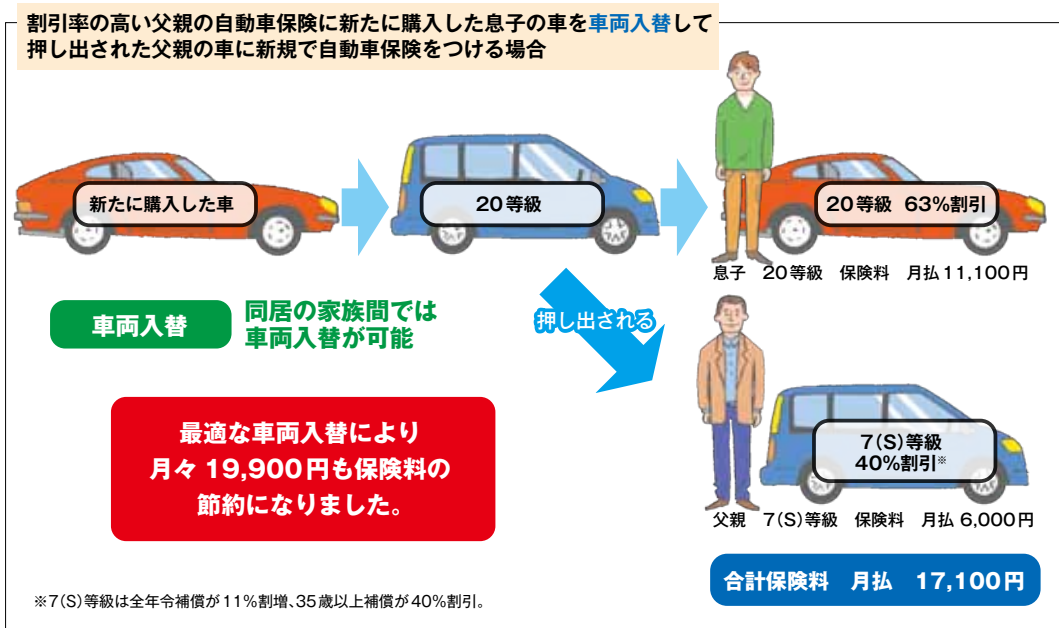
※1家族とは配偶者・同居の親族・別居の未婚の子。以下同じ。
※2車両事故・搭乗者傷害は対象外。
※3保険を使っても次年度の割引率に影響はありません。
原付バイクは家族所有のものだけでなく、他人から借りた原付バイクでも補償の対象になります。2台以上原付バイクを持っていたりも保険料は変わりません。
原付バイクは自分自身のケガのリスクが高いので、保険料は高くなりますが、治療費等まで補償する人身傷害タイプがお勧めです。A社の場合のそれぞれの保険料は、図表3のとおりです。

図表4 最適な車両入替 1

【具体例】



ここで一工夫!



車両入替の手続きの仕方では保険料を節約できることがあります。

Cさんはいま乗っている車を娘さんに使わせて、自分用に新車を買う予定です。新車なので車両保険も付けたいのですが、

保険料が高くて躊躇しています。何か良い方法はありませんか？

(1) 車を1台増やした場合

新しく買った車に新規(7(S) または6(S)等級)で自動車保険を付けるとい

うのが一般的ですが、ここでひと工夫!! 自動車保険には「車両入替」という制度があり、以前から持っている車の自動車保険の割引率が高い場合には、その自動車保険に新しく買った車を車両入替して、以前から持っている車(押し出された車)は新規で自動車保険を付けるということが可能です(同居の親族が主に運転する自動車間での車両入替が可能です)。

両方の車の自動車保険を割増引が無いと仮定して保険料を計算してもらい、保険料が高い契約の方を割引率の高い契約に入れ替えると保険料が節約できます。

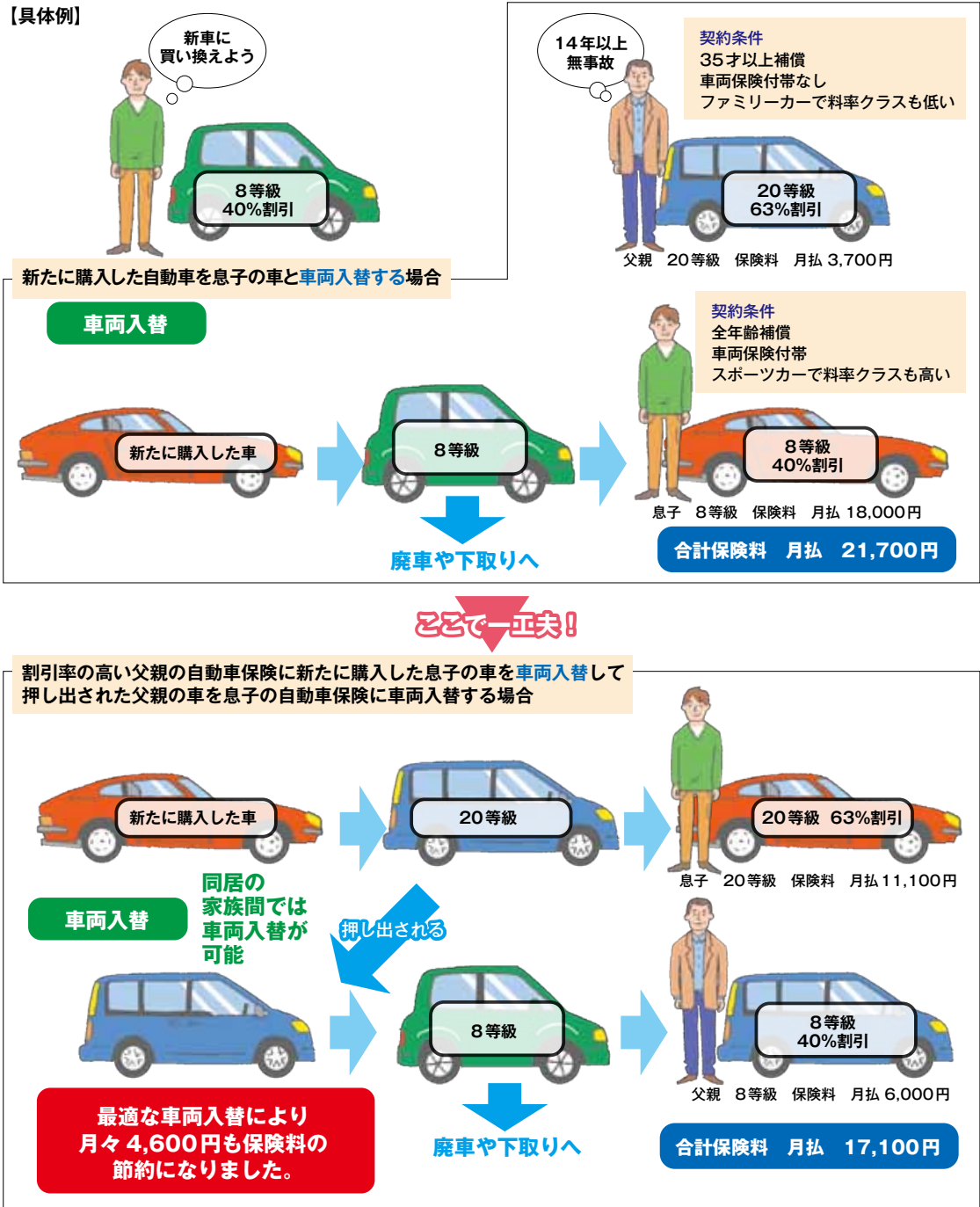
具体例は図表4のとおりです。新車に車両保険を付ける場合や、子どものために全年齢補償の自動車保険に加入する場合などはとくに保険料差が大きくなるので、比較検討してみてください。

(2) 車を2台以上持っていて、その一部を入れ替える場合

車を追加購入する場合だけでなく、もともと2台以上の車を持っていて、そのうちの1台を買い替える場合にも同じように車両入替することができます。

手放す(下取り・廃車する)車の自動車保険に新しく買った車を車両入替するのではなく、他の車の自動車保険に新しく買った車を入替して、その入替により自動車保険が無くなってしまった車(押し出された車)を手放す車の自動車保険に入れ替えること

図表5 最適な車両入替 2



も可能です。
まさにこの車両入替は自動車保険の玉突きのようなですね。詳しくは図表5を参照して下さい。

「運転者年齢条件」では、別居の家族の年齢は関係ありません。
Dさんはご夫婦ともに50歳代で現在2人暮らしです。息子さんが昨年まで同居

図表6 年齢条件の変更

年齢条件	保険料
全年齢補償	71,020円
35歳以上補償	31,490円

※契約条件 自家用小型乗用車
対人・対物 無制限
人身傷害 5,000万円
搭乗者傷害 1,000万円
日常・レジャー使用
免許証 ブルー
料率クラス 対人4ー対物4ー傷害4
20等級 の場合

※上記保険料はA社の場合。保険料は会社によって異なります。
記名被保険者の年齢は40歳で試算。

Dさんの場合、息子さんは現在同居していないので年齢条件が適用されません。同居の家族のなかで一番若い車を運転する方の年齢に年齢条件を合わせて契約するので、Dさんの場合にはご夫婦ともに50歳代なので、年齢条件は35歳以上（会社により、26歳以上）補償で契約すればよく、別居の息子さんが運転中の事故も補償されます。年齢条件を変更することにより、保険料を大幅に節約することができます。
具体例は図表6のとおりです。

していましたが、今年大学を卒業して就職し、現在は会社の独身寮暮らしです。自動車保険は息子さんときどき運転するので21歳以上補償にしています。
保険料を節約する方法はありますか？

図表7 1日単位型自動車運転者保険の概要

1. 1日だけの自動車保険。
2. 家族や友人などから借りた自家用乗用車が対象。
本人・配偶者・法人が所有する車・レンタカーは対象外。
3. 携帯電話で24時間いつでも申し込み可能。
運転する人を事前に登録しておくことが必要。
4. 加入プランは対人・対物 無制限、搭乗者傷害 1000万円
車両補償なし 1日あたり 500円
車両補償あり* 1日あたり 1000円

※車両保障の支払限度額300万円、自己負担額15万円。

盗難・駐停車中の事故は対象外。

詳細は取扱保険会社（東京海上日動）にお問い合わせ下さい。

年齢条件を変更するとすでに説明したとおり、保険料が大幅にアップしてしまいます。自分自身の車をもっていない人用に「1日単位型自動車運転者保険」を販売している会社があります。

Eさんのようなケースでは、自動車保険の年齢条件を変更せずに、娘さんが運転する時に、その都度、自動車保険に加入する方が保険料を安くすることができます。

「1日単位型自動車運転者保険」の概要は図表7のとおりです。事前に運転者の名前・生年月日・免許証番号を登録しておけば、携帯電話で24時間いつでも加入できます。

Eさんは、免許をとった娘さんが車を運転する場合に備えて、自動車保険の年齢条件を全年齢補償に変更しようと考えています。

ただ、「娘の運転は未熟だし、免許は嫁入り道具の一つ」ぐらいにしか考えていないので、特別な事情がなければ自宅の車を運転させるつもりはありません。何か良い方法はありませんか？

ほとんど車の運転をしない人には、**1日単位で加入できる自動車保険があります。**

お子さんのために買った車の記名被保険者は主にその車を運転するお子さんの名前にして下さい。

(1) 子ども専用の車に保険を付ける時
自動車保険の記名被保険者は、主にその

Fさんのようなトラブルがしばしば発生しています。このようなトラブルを防止するためには、2つポイントがあります。

※記名被保険者とはその車を主に運転する人。等級別料率制度・運転者限定は記名被保険者をベースにして適用されます。

Fさんのようなトラブルがしばしば発生しています。このようなトラブルを防止するためには、2つポイントがあります。

Fさんは娘さんのために可愛い赤のミニバンを購入しました。所有者名義はFさん本人なので保険を付けるにあたって、とくに「記名被保険者」を指定しませんでした。3年後、娘さんは結婚し、その車を持って新居に引っ越しました。

結婚後もFさんは娘さんのために自動車保険の保険料を負担してあげていました。そして3年後、娘さんは自分名義で車を買って替えることにしました。自動車保険の割引は車を買ってからすでに6年経っていたので、13等級48%割引になっていました。

娘さんが自分名義の新車に自動車保険を入替しようとしたところ、保険会社から記名被保険者はFさんになっているので、別居している娘さん名義の自動車はFさんの自動車保険には入替できないと断られました。さあ大変！

車を運転する人を指定することになっていきます。Fさんの場合、娘さんに車を買ってあげた時に、キチンと記名被保険者として娘さんを指定しておけばこのような問題は発生しませんでした。

(2) 子どもが別居（結婚・転居）する時

娘さんが結婚し、同居しなくなった時に、保険会社で記名被保険者の変更手続きをすれば間に合いました。

自動車保険の等級別料率制度は同居の親族だけが引き継ぐことができるので、娘さんが同居している間に記名被保険者をFさんから娘さんに変更するか、変更期限である娘さんが結婚後の最初の自動車保険の満期日までに、記名被保険者を変更しておけば、このようなトラブルは発生しませんでした。

Fさんの娘さんの場合は結婚後3年が経過していましたが、Fさんの自動車保険に娘さんが買った車を車両入替することはできず、娘さんはご主人の自動車保険が11等級以上だったので、セカンドカー割引を使つて7（S）等級で新規に自動車保険に加入することになりました。

Fさんの自動車保険は対象とする車両が無くなったので、保険会社で中断証明書を申請することにしました。将来、Fさんが車を買った時に中断証明書があれば最初から13等級を使うことができます。

※中断証明書申請は契約の解約日から13カ月以内。有効期間は10年間。



運転者限定特約は要注意！

Hさんは保険代理店から家族以外に車を運転させなければ、自動車保険が安くなるとの話を聞いて、保険料を節約しようと運転者限定特約（家族）を付けることにしました。保険料は3%程度安くなりました。

ある日息子さんから、友達と泊まりだけでドライブに行くので2日間車を貸してほしいと言われました。息子さんには運転者限定特約が付いているので絶対に他の人に運転させないよう何度も念押しをして車を貸しました。

ところが、宿泊先で息子さんは風邪をひき、高熱がでて車の運転ができなくなっていました。やむをえず、友達に運転を代わってもらったことにしたのですが、不運なことはこういう時に起こるもので、友達が運転中に自転車に乗った子供が道路脇から飛び出してきて、人身事故を起こしてしまいました。さあ大変！

Hさんの自動車保険は運転者限定特約（家族）が付いているので息子さんの友だちが運転中は補償されません。死亡事故や重傷事故のような重大事故でもです。

Hさんのケースのように、予期せぬ出来事が起こった時に、お子さんが「親の言いつけ」を100%守るという保証はどこにもありません。保険料を3%節約したいと

考えたばかりに取り返しのできないことになってしまいます。運転者限定特約（家族）を付ける場合には、相当の覚悟が必要です。

自分および配偶者以外には運転させない場合は、運転者限定特約（本人・配偶者）を付けると約7%割引になります。自分が車のカギの管理をキチンと行えば済みますので運転者限定特約（家族）よりはリスクは低いです。

保険料を節約することだけにとらわれず、いろいろなケースも想定して保険に加入することが大切だと思います。

なお、Hさんのケースでは運転を代わってくれた友達の家で父親名義のマイカーがあり、その自動車保険の他車運転危険補償特約の対人賠償保険を使って対応することができたので、事なきをえました。

※他車運転危険補償特約とは、記名被保険者やその家族等が他人から借りた車を運転中、事故を起こした場合に、自身の自動車保険を使える特約です。個人名義の自家用自動車に自動的に付帯されます。

車両保険は自己負担額を設定する！ 保険料を節約できます。

Iさんは運転に自信があったので、自動車保険の保険料を節約しようと、車両保険はエコノミー車両保険（車対車+A特約）で契約してきました。

ところが先日、駐車場で当て逃げされてしまい、保険会社に事故連絡したところ、

エコノミー車両保険では事故の相手方が確認できないと保険の対象外との説明を受けました。

Iさんはエコノミー車両保険のままだと、今後も当て逃げや単独事故が心配ですが、一般車両保険に変更すると、保険料が大幅に高くなるので、何か良い方法はないかと考えています。

※「車対車+A特約」とは車同士の衝突で相手方が確認できる場合のみ対象となる車両保険と火災、水害、落書、盗難などを対象とするA特約をセットした車両保険。

自動車保険の車両保険では自己負担額（免責金額）の設定により保険料を節約することができます。

当て逃げや車両単独事故の場合には、自己負担額がそのまま適用されますが、車同士の衝突で事故の相手方にも過失がある場合には、相手からの賠償金在自己負担部分に優先的に充当されますので、賠償金在自己負担額より大きい場合には結果的に自己負担は発生しません。

また自己負担額の範囲内の10万円未満の車両単独損害については、保険を使うと翌年以降の保険料が上がり、結果的に保険金より保険料増加分のほうが大きくなるケースが多いです。

等級別率制度では、保険を使うと1回の事故につき3等級下がることになっています。保険を使わないと、1等級上がるので、保険を使うか使わないかで翌年は4等級の差がでます。この差は1年だけではなく、

図表8 車両保険の保険料比較例

車両保険のタイプ	保険料
エコノミー車両保険 (車対車+A特約)	123,650円
一般車両保険 (免責金額なし)	175,930円
一般車両保険 (免責金額10万円)	131,370円

※契約条件 自家用小型乗用車
対人・対物・人身傷害 無制限 搭乗者1,000万円
車両 100万円(初年度登録平成20年)
日常・レジャー使用 全年齢補償
記名被保険者 40歳 免許証ブルー
料率クラス 対人・対物・傷害・車両 各4
20等級の場合

※上記保険料はA社の場合。保険料は会社によって異なります。

図表9 火災保険の長期一括払い契約

保険期間	火災保険の 長期係数	割引率	地震保険の 長期係数
3年	2.70	10%	2.75
5年	4.30	14%	4.45
10年	8.20	18%	地震保険は 最長5年
15年	11.85	21%	
20年	15.25	23.75%	
25年	18.45	26.2%	
30年	21.45	28.5%	
35年	24.25	約30.7%	

(具体例) 年間保険料30,000円の火災保険を10年契約にした場合
30,000円×8.20=246,000円
1年ごと10年間契約した場合に比較して保険料を54,000円節約できる。

(1) 団体(扱)契約
職場で募集している自動車保険、火災保険、傷害保険などの団体(扱)契約は団体割引や大口優良割引などが適用されています。一般の代理店を通じて加入するより保険料が安くなる人が多いので、所属先にとどのような団体(扱)契約があるのか、福利厚生担当部門に確認してみてください。

20等級になるまで、翌々年以降も続きますので累計では大きな差になります。
※保険を使っても、一方的な被害事故や特約による支払いでノーカウントになる事故や、火災・盗難・台風・落書・飛び石など車の運行を起因しない事故で1等級ダウンの事故もある。
そのうえ、昨年の料率制度改定で、等級別料率表が「無事故」と「事故有」の2種類となり、同一等級でも「無事故」の方が「事故有」より割引率が8〜22%高くなる制度に変更になりました。
以上のように、小損害の事故で保険を使うと、翌年以降の保険料が上がり、結果的に支払額が増えてしまうケースが多いので、保険を使うか使わないかを保険代理店と充分相談して対応するほうが良いと思います。

少損害では保険を使わないということであれば、車両保険に自己負担額を設定して、保険料を節約するメリットもあると思います。
エコノミー車両保険(車対車+A特約)と一般車両保険、免責金額を設定した一般車両保険の保険料比較は、図表8を参照してください。
火災保険、傷害保険の保険料節約法は？
これまで自動車保険の保険料節約法についてお話ししてきました。次に種目共通の団体(扱)制度、火災保険や傷害保険の保険料節約法について、以下にその代表的なものを、ご説明します。

(2) 長期契約

とくに火災保険は長期のご契約をお勧めします。5年長期年払(月払)契約で最大10%の割引となります。

また、お金の余裕があれば、長期一括払いで契約すると大幅に保険料の節約になります。5年分をまとめて払い込むと14%、10年分だと18%お得です。

詳細は図表9を参照してください。

※保険会社により割引率は異なる。

(3) 自己負担額の設定

火災保険でも自己負担額を設定することにより、保険料を節約することが可能です。

(4) 共済制度の活用

各種共済制度にも損害保険系商品があります。掛け金は民間保険会社の保険料に比べて割安です。共済制度は補償限度額がある場合が多いので、共済制度に加入した後に、足りない部分を民間の保険で対応するのも一法です。

以上、今回は損害保険の賢い加入法についてご説明してきました。

保険は「万一に備えて」加入するものです。保険料の節約ばかりに眼を奪われて、肝心の「万一の補償」が疎かになってしまつては本末転倒です。保険料を節約しつつ、万全な備えをしていたくために、本稿が参考になれば幸いです。